

令和3年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時  
閉会 午前11時27分

場 所 第9委員会室

出席委員 木下博信委員長

萩原一寿副委員長

阿左美健司委員、宮崎吾一委員、新井一徳委員、高橋政雄委員、  
齊藤正明委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、  
守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、  
金子勉県土整備部副部長、武澤安彦県土整備政策課長、  
小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長  
藤間達之用地課長、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長、  
永井儀男河川砂防課副課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、  
関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、  
鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、  
細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長、  
若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、  
大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、海老原正明下水道局長、  
松塚研一下水道管理課長、岸田秀参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第151号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第156号	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第162号	指定管理者の指定について(上尾運動公園)	原案可決
第163号	指定管理者の指定について(羽生水郷公園)	原案可決

第164号	指定管理者の指定について（春日部夢の森公園）	原案可決
第165号	指定管理者の指定について（特別県営住宅（加須南大桑住宅））	原案可決
第166号	指定管理者の指定について（特定公共賃貸住宅（加須南大桑住宅））	原案可決
第169号	古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について	原案可決

2 請願  
なし

**【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】**

**阿左美委員**

- 1 ゼロ債務負担行為として20事業、繰越明許費として23事業が設定されているが、数多い事業の中からこの事業を選んだ理由並びに根拠は何か。
- 2 繰越明許費を設定したことによる業者の事務手続き等の負担が増える要素は考えられるのか。
- 3 ゼロ債務負担行為を設定した工事の発注の多くが繁忙期の2、3月となるため、建設企業が計画的に受注できるよう県として配慮すべきと考えるがいかがか。

**建設管理課長**

- 1 ゼロ債務負担行為を設定する根拠は、担い手3法において、発注者の責務としての施工時期の平準化が規定されていることによる。ゼロ債務負担行為は、平準化率の目標達成に向けて、令和4年度当初の稼働工事件数を確保するため、令和3年度中に契約を行うことを目的として設定をお願いしているものである。選定した事業は用地買収が完了しているなど、前倒し発注が可能な箇所であり、令和4年度の平準化率90パーセント以上の目標を達成するように工事件数を設定している。
- 3 ゼロ債務負担行為を設定する工事は、本定例会において承認後、速やかに入札情報公開システムで発注見通しを公表する。また、ゼロ債務負担行為を設定した工事の多くが、年度末に発注されることを踏まえ、必要に応じて技術者の配置が必要となる工事の開始日を契約締結後に受注者と発注者が協議して定めることができるとしており、技術者の効率的な活用に配慮している。これらの取組により、建設企業が受注計画を立てやすい環境づくりに努める。

**県土整備政策課長**

- 1 繰越明許費を設定する事業の選定根拠は、現時点で年度内の完了が困難となった案件を選定している。ゼロ債務負担行為と同様、平準化や労働条件の確保を目指して設定するものである。また、選定理由は、用地交渉が難航したことにより着工が遅れたものや関係機関との協議に不測の日数を要したものである。
- 2 明許繰越費の設定は適正な工期の確保を目的としているため、負担が増えるものではない。しかし、工期延長よって金銭的な負担増が発生する場合がある。その場合は、契約変更時に契約額の増額を行うため、業者の金銭的な負担が増えることはない。

**守屋委員**

令和3年度に比べて、令和4年度の施工時期の平準化率の見通しはどのようになるのか。

**建設管理課長**

令和3年度の平準化率は速報値で94%となっている。平準化率は補正予算や災害復旧工事の発注により工事件数が変動することから、安定して90%以上の平準化率を確保することは難しい状況もある。令和4年度も過去3年間の工事件数に基づき算定し、90%

以上の目標を達成する件数を設定している。

#### **西山委員**

- 1 債務負担行為の設定事業別一覧にある舗装道整備費の工事内容は、いわゆる舗装の打ち換えなのか。
- 2 債務負担行為で舗装工事を実施することにより、年度末に集中する舗装工事は減るのか。
- 3 債務負担行為の設定事業別一覧にある路線のうち、複数箇所を工事する路線はあるのか。
- 4 債務負担行為の設定に「社会資本整備総合交付金（改築）事業」が含まれているが、どのような事業を行うのか。

#### **道路環境課長**

- 1 舗装を打ち換える工事及び切削して舗装する工事がある。
- 2 第1四半期に工事を行うことで、施工時期の平準化が期待できる。また、住民からの苦情や要望に対して早期に応えることができる。
- 3 同じ路線で複数工事を実施する箇所もある。

#### **道路街路課長**

- 4 「社会資本整備総合交付金（改築）事業」は、道路の新設や拡幅を行う事業である。バイパス整備など用地買収を伴う事業であり、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施する。

## 【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

### 宮崎委員

- 1 第151号議案について、県として公共工事等の施工時期の平準化に取り組んでいる中、都市整備部では今回初めて、平準化に寄与するゼロ債務負担行為の設定を補正予算として提出したが、その理由は何か。
- 2 第156号議案について、手数料の徴収は、証紙による支払方法以外の方法を検討したのか。
- 3 長期優良住宅の認定申請手数料について、共同住宅は住棟単位とのことだが、何戸であってもこの金額でよいのか。

### 都市整備政策課長

- 1 都市整備部では、工事の早期発注や繰越手続きにより、第1四半期の工事稼働件数を極力増加させることで平準化に取り組んできた。その結果、平成29年度には47%であった平準化率が、平成30年度には76%まで向上している。しかし、その後は頭打ちとなり、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、発注調整に時間を要したこと等から、平準化率は低下する傾向にあった。こうした中、昨年、国から平準化の取組の推進に当たり、「土木部局以外の部局による取組及び部局間連携の推進」について通知があったことから、更なる平準化推進のため、令和3年度より部内関係課所による調整会議を組織し、情報共有と対応策の検討を行ってきたところである。これにより、事業効果の早期発現が見込まれる公園の改修工事について、新たにゼロ債務負担行為を活用することとした。また、都市整備部が行う工事は、他部局から執行を委任される営繕、設備工事が発注件数全体の約6割を占めるという特有の事情があることから、主な執行委任元である教育局とも連携し、更なる平準化の向上に努めることとした。

### 建築安全課長

- 2 現在、建築確認、各種許認可及び長期優良住宅の認定などの手数料は、全て証紙により徴収しており、特段の問題は生じていない。そこで、今回の容積率の特例許可についても、申請者の手数料納付の利便性に配慮するとともに、同様の方法とすることで混乱が生じないようにこの方法にした。なお、今回の容積率の特例許可については建築安全課が処理をするが、申請窓口の近くで証紙を購入することができるため特段の問題は生じないと考えている。

### 住宅課長

- 3 今回の法改正により、共同住宅の認定については、従来の戸単位から住棟単位での認定に改正された。共同住宅の認定手数料については床面積で区分されており、例えば500平方メートル以下の物件であれば17,000円、500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下など、8つに分類されている。戸数によらず住棟として同面積であれば手数料額は同じ区分が適用される。

### 阿左美委員

- 1 第169号議案について、下水道の維持管理に要する経費の見込みの算定をしっかりとやっていないと適正な単価が出てこないと考えるが、どのように算定しているのか。
- 2 今回と同様に、今後も負担金単価の値上げは考えられるのか。

- 3 負担金単価に上限はあるのか。
- 4 全県で見ると流域ごとに負担金単価の格差が生じているが、この格差はどのような要因により生じていると考えているか。
- 5 全流域で負担金単価を統一することは考えていないのか。

#### 下水道管理課長

- 1 過去の実績等を踏まえて編成した令和3年度当初予算を基礎とし、今後、5年間の経費を見込み、期間内に生じる事象を加味して算定している。
- 2 人口減少や施設の老朽化などの状況は樂觀できないが、今回改定した負担金単価を維持できるようにコスト削減の取組などに努めていく。
- 3 下水処理に要する費用を賄うために必要な額を設定するものであり、上限額を設定することは行っていない。
- 4 流域ごとに実施した時期、経緯及び規模が異なっていることが要因である。
- 5 全流域で負担金単価を統一した場合、値下がりする流域と値上げとなる流域が出てくる。値上げとなる流域の住民には自分たちの受益を超えた負担を強いることとなり、合意は得られないと考える。

#### 木村委員

- 1 第165号議案及び第166号議案について、特定公共賃貸住宅を特別県営住宅に転用した後は、一つの建物に二つの施設が存在することとなる。この住宅種別について詳しく説明してほしい。
- 2 特定公共賃貸住宅の設置数は少ないが、そのような中で転用するのは、どのような経緯があるのか。

#### 住宅課長

- 1 特別県営住宅は県が独自に整備したものである。県営住宅は公営住宅法に基づき国庫補助金を活用して整備されるが、特別県営住宅はこれによらない。一方、特定公共賃貸住宅は中堅所得層をターゲットにした住宅であり、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき整備されたものである。
- 2 転用の経緯は、平成28年に入居率は約6割強であったが、これが徐々に低下し、現在は34%になった。現在、空き住戸となっている住宅を特別県営住宅へ転用する計画である。

#### 木村委員

- 1 転用した後は、施設の内容は同一にもかかわらず家賃が異なることになる。入居者の公平性をどのように考えているのか。
- 2 特定公共賃貸住宅は景気が良いときに整備されたが、現在は空き住戸が生じてしまっている。そこで、今後の特定公共賃貸住宅の方向性をどのように考えているのか。

#### 住宅課長

- 1 入居者には丁寧な説明が必要であると考えている。また、特定公共賃貸住宅の空き住戸については、有効活用の視点で議論を行い、平成30年度から順次特別県営住宅へ転用することとした。加須南大桑住宅は特定公共賃貸住宅として存続させたが、空き住戸の状況を踏まえ再度議論し、ほかの特定公共賃貸住宅と同様に特別県営住宅へ転用する

ものとした。本年9月から、丁寧に自治会及び入居者へ説明をし、現段階では理解を得ているものと考えている。

- 2 今後の方向性は、空き住戸が生じた場合は順次、低所得世帯向けの特別県営住宅へ転用することとしている。

#### 守屋委員

- 1 第165号議案及び第166号議案について、11戸の入居中の方の家賃は、60,000円から48,000円へ減額されたのか。
- 2 特別県営住宅の家賃は収入に応じて決定されるが、最も低い家賃はいくらになるのか。
- 3 第169号議案について、関係2市の負担額がどのくらい増えるのか。

#### 住宅課長

- 1 入居率を上げる取組の中で、平成30年度に家賃を55,000円から48,000円とし、7,000円減額した。
- 2 最も低い家賃は、収入が月額で104,000円以下の場合で31,000円となる。

#### 下水道管理課長

- 3 負担額は、加須市が年間200万円、久喜市が年間6,100万円の増額になると試算している。

#### 守屋委員

- 1 空き住戸が生じたことには理由があるはずである。その理由を解明し課題を解決しない限り、入居率は向上しないと考えるが、どのように対応していくのか。
- 2 施設の修繕については、県が責任を持って実施するなど、地域格差解消に向けた改善策はないのか。

#### 住宅課長

- 1 中堅所得世帯からは、魅力のない外観、4階建てにもかかわらずエレベーターが設置されていない、和室があるといった間取りが希望に沿わないなどの声が寄せられている。一方、年金受給者などから問合せがあるが、条例で定める基準を満たせないことから申込みをあきらめざるを得ない状況にある。現在、県営住宅の応募倍率は約3倍であり、入居を希望される方全てが入居できる状況にない。こうした県営住宅へのニーズに応えるためにも、空き住戸についてはそのまま放置することなく、低所得世帯向けの特別県営住宅として提供していきたいと考えている。

#### 下水道管理課長

- 2 流域下水道事業は修繕も含めた経費を維持管理負担金で賄っている。県は修繕のための独自財源を持っていない。ただし、11月から開始した中川流域でのバイオガス発電による収益の一部を全流域の利益につながる取組のために活用することについて、中川流域の市町から同意を得たところである。今後はその収益を全流域の利益につながるように活用していく。

#### 新井委員

- 1 第162号議案から第164号議案について、新たに公募した春日部夢の森公園以外

の2公園については1団体の応募で、今までと同じ団体が継続して指定管理者候補者となっている。1団体の応募では公募を行っている意味がなく、形骸化していると考えがどのような認識なのか。

2 公募では競争してもらった方がいいと思うが、新たな事業者が公募するに当たりどのような課題があると考えているのか。

#### 公園スタジアム課長

1 指定管理者の応募が1団体であっても、更新の度にほかの競争相手がいることを想定してそれぞれの団体が事業計画や収支計画を作成している。また、事業計画及び収支計画を選定委員会で審査し、一定の点数を確保することを選定の要件としているため、1団体の応募であっても一定の効果はあると考えている。

2 春日部夢の森公園では複数の応募があった。競争性の観点からは複数の団体からの応募が望ましいと考えている。今後も複数の応募につながるような工夫をしていく。

#### 新井委員

指定管理者の選定に当たり、審査項目が七つあるが、この項目の妥当性について、その都度検討しているのか。

#### 公園スタジアム課長

審査項目及び配点基準については、外部有識者が参加した第1回埼玉県営公園指定管理者候補者選定委員会で、項目や配点を示し妥当性を確認しながら進めている。

#### 新井委員

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して住民サービスの向上につなげることも目的だと考えるが、今回の公募で住民サービスの向上につながる具体的な提案はあったのか。

#### 公園スタジアム課長

今回公募した3公園のうち、上尾運動公園では樹林地を自然と触れ合い、のびのびと遊べるプレイパークの場として提供し、地域の子育て団体と共同で事業を行う提案や、体育館を活用した夜間のスポーツスクールなどの提案があった。また、羽生水郷公園では、バーチャル水族館の充実、教育プログラムの動画配信などデジタルを活用した取組や、大型遊具の近くでのバドミントンやテント、ハンモック等の道具の貸出し、デイキャンプイベントの実施などの提案があった。新規の指定管理となる春日部夢の森公園では、団体の交流やにぎわいづくりを目指す「夢の森グリーンフェスタ」の提案や、活動参加者や支援者を認定し森づくりを進める「夢の森サポーターズクラブ」の創設の提案などがあった。今後も住民サービスの向上につながる積極的な提案には、高い評価を行うとともに、評価方法を工夫するなど、住民サービスの向上に努めていきたい。

#### 齊藤委員

公園に限った話ではないが、指定管理は継続していくと競争相手がいない、慣れているなどの理由で同じ団体が管理している。他県の同規模の施設と金額等の比較は行っているのか。

#### 公園スタジアム課長

他県との比較については公園ごとに管理内容も異なることもありデータを取っていない。指定管理制度の経費面での効果としては指定管理者制度を導入した公園について、指定管理委託料を導入する前の委託料と比較した場合、約16%、約6億4,000万円の削減となっている。

### **齊藤委員**

経費の削減については了解した。事業者の利益は当然必要だが、他県と比較することにより、妥当な金額なのか判断していくことが重要である。そうしないと事業者が努力しているのか分からないし、指定管理者も限定されてしまう。今後も、よりチェック機能を働かせて、それが結果として住民サービスの向上にもつながっていくことになると思うので努力してほしい。

### **都市整備部長**

他の応募者がいる可能性のある中で審査を行っていることは成果があると考えているが、一度決まった指定管理者が変わらないことについては問題意識を持っている。他県との比較については、データがそろえられるのか難しい点もあるが、そのような視点を取り入れながら、新たな指定管理者が見つかるよう研究していきたい。

---

### 【付託議案に対する討論】

#### 守屋委員

第169号議案に対する反対討論を行う。施設の老朽化に伴う修繕費や電気料金増及び労務費の上昇を理由として、加須市及び久喜市の負担金単価を、当該排水量1立方メートル当たり78円から82円に引き上げるものである。引上げについては、両市から同意を得たとのことだが、久喜市の住民からは自分たちが支払う下水道料金の値上げに反対する声が上がっている。この4円の単価の引上げによって久喜市の負担額が6,100万円増える。負担増全てが利用者に転嫁されるならば、更に下水道料金の大幅な引上げにつながりかねない。現在の流域下水道の仕組みでは、負担金単価を下げるには下水道普及率を引き上げなければならない。そのため私たちは、県に対し、市町村への補助などを含めた下水道普及のため積極的な支援や流域間の格差解消、全県統一単価実現への積極的な取組を求めてきている。収支的均衡の観点のみで、運営費の上昇をそのまま関係2市へ負担させるのでは、流域間の格差解消、全県統一実現を更に遠ざけるものと言わざるを得ない。下水道普及の取組を市町村任せにせず、県が積極的に取り組むよう、改めて求める。以上、反対討論とする。

---